

大分県高齢者福祉課

平成26年7月22日発行

O I T A かいごだより



【目次】

- 介護保険制度の改正について
- 運営基準の遵守について
- 介護・高齢者福祉施設等における防災対策について

●介護保険制度の改正について

いわゆる「医療介護総合確保推進法」が6月25日に公布され、介護保険制度が改正されました。今回の改正は、地域包括ケアシステムの構築と介護保険制度の持続可能性の確保を目的としており、主な改正内容は次のとおりです。（※施行期日は、項目によって異なります。）

【介護保険制度の改正（概要）】

1. サービス提供体制の見直し

(1) 充実（地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の見直し）

- ①在宅医療・介護連携の推進
- ②認知症施策の推進
- ③地域ケア会議の推進
- ④生活支援サービスの充実・強化
- ⑤介護予防の推進
- ⑥地域包括支援センターの機能強化

(2) 重点化・効率化（介護サービスの効率化・重点化）

①介護予防給付（訪問・通所介護）の地域支援事業への移行

介護保険制度の地域支援事業の枠組みの中で、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）を発展的に見直し、要支援者に対する予防給付のうち、訪問介護・通所介護について、市町村が地域の実情に応じ、住民主体の取組を含めた多様な主体による柔軟な取組により、効果的かつ効率的にサービスの提供をできるよう、地域支援事業の形式に見直す。

※財政負担割合については改正前と同じ

（国：25%、県：12.5%、市町村：12.5%、保険料：50%）

②特別養護老人ホームの中重度者への重点化

- ・原則、特養への新規入所者を要介護3以上の高齢者に限定し、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える施設としての機能に重点化（既入所者については経過措置あり）
- ・他方で、軽度（要介護1・2）の要介護者について、やむを得ない事情により、特養以外での生活が著しく困難であると認められる場合には、市町村の適切な関与の下、特例的に入所を認める。

2. 費用負担の見直し

(1) 充実（保険料の負担の増大の抑制）

- ①低所得者の1号保険料の軽減強化等

給付費の5割とは別枠で公費を投入し、低所得の高齢者の保険料の軽減を強化する。

(保険料基準額に対する乗率)

区 分	現 行	改正後(27年度～)
第1・2段階	0.5	0.3
特例第3段階	0.75	0.5
第3段階	0.75	0.7

(2) 重点化・効率化 (所得や資産のある人の利用者負担の見直し)

① **一定以上所得者の利用者負担の見直し**

(負担割合の引き上げ)

これまで一律1割に据え置いている利用者負担について、相対的に負担能力のある一定以上の所得の方の負担割合を2割とする。

※被保険者の上位20%に該当する合計所得金額160万円以上の者
(年金収入で、単身280万円以上、夫婦359万円以上)

(負担上限の引き上げ)

自己負担限度額(高額介護サービス費)のうち、医療保険現役並み所得に相当する者について引き上げ

※1. 37,200円/月・世帯 → 44,400円/月・世帯
2. 医療保険現役並み所得：年金収入383万円以上

② **補足給付の見直し(資産等の勘案)**

施設入所等にかかる補足給付について、資産を勘案する等の見直しを行う。

※1. 預貯金等の勘案

一定額超の預貯金等がある場合には対象外とする。
(単身：1,000万円超、夫婦：2,000万円超)

2. 配偶者の所得の勘案

世帯分離されており、配偶者が課税されている場合は、補足給付の対象外とする。

3. 非課税年金収入の勘案

補足給付の支給段階の判定に当たり、非課税年金(遺族年金及び障害年金)も勘案する。

詳細については、下記のホームページをご覧ください。

【ホームページ】全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料について(厚生労働省)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000038295.html>

【総務関係】○1. 介護保険制度の改正案について

→ [PowerPoint 版資料](#)

●運営基準の遵守について

県内の指定訪問介護事業所及び居宅介護支援事業所で介護報酬の不正請求等が判明し、平成26年7月31日付けで事業所の指定取消しの行政処分を行いました。

各事業所においては、改めて、「指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成24年12月21日大分県条例第55号）、「指定居宅介護支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例」（平成25年12月18日大分県条例第47号）等の内容を確認し、従業者への周知徹底を図るとともに、適切な運営に努めてください。

【処分事由】

○訪問介護事業所

サービス実施記録がないにもかかわらず訪問介護費を請求している。

- ・訪問介護サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければなりません。また、利用者から申出があった場合には、文書の交付、その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければなりません。
- ・サービス提供の記録は、①利用者に対するサービスの質の向上につながり、②サービス内容や報酬請求等が適正であることを証明する重要な資料となり、③情報共有、さらには、今後のサービス提供に活かすための役割があります。
- ・なお、サービス提供の記録は、5年間保存しなければなりません。

○居宅介護支援事業所

サービス担当者会議の未開催や、居宅サービス計画の未交付等の運営基準違反、並びに当該違反があったにもかかわらず、運営基準減算を行わずに居宅介護支援費を不正に請求している。

【業務管理体制の整備について】

介護保険事業所を運営する法人による法令遵守の義務の履行を確保し、指定取消事案などの不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護と介護保険事業運営の適正化を図るため、運営法人に対し、業務管理体制の整備が義務づけられています。法令遵守責任者が中心となり、法令遵守の体制づくりに一層、取り組んでいただくとともに、整備に係る届出（届出事項に変更が生じた場合の変更届を含む。）についても遺漏のないよう留意してください。

なお、運営基準条例等については、下記のホームページをご覧ください。

【ホームページ】 人員、設備、運営の基準等を定める条例

<http://www.pref.oita.jp/site/144/kizyun.html>

●介護・高齢者福祉施設等における防災対策について

今後、台風が多く発生する時期を迎えます。大雨等による災害の発生に備え、施設入所者や職員等の安全・安心を確保するため、万全の準備を期されるようお願いします。

なお、防災対策の実施にあたっては、次の事項に留意してください。

1 円滑な連絡体制の整備等

市町村、消防署、その他の防災関係組織（消防団等）などとの連携を密にし、緊急事態発生時の連絡通報が円滑に行える体制を日常的に整えておくこと。

また、関係機関の緊急連絡先、職員の緊急連絡網、利用者家族等との連絡網などを常に整理するとともに、必要なものは事務室、当直室など職員の見えやすい場所に掲示するなどの措置を講じておくこと。

2 施設利用者等に対する避難経路・場所等の周知徹底

緊急事態の場合の避難経路、避難場所について、施設内のわかりやすいところに掲示するなど、平常時から施設利用者や施設職員等に周知徹底を図るとともに、立地条件や周辺環境についても、適切な方法により周知を図ること。

3 周辺環境への注意

定期的に、施設周辺の自然状況の変化、植栽・斜面の状況、水路の状況等を点検し、著しい変化等がみられる場合には、各市町村の土木・農林関係又は防災関係等の担当課へ連絡をすること。（市町村の担当課については、各施設で事前に確認しておくこと。）

4 近隣施設、住民等との協力体制

災害が発生した場合は、職員のみでは対応が困難な場合も多く、また、救助された人が一時的に避難する場所も必要であることから、近隣の施設、病院等との相互の連携体制を確立しておくとともに、周辺住民等の協力を得られるよう連携を密にしておくこと。

5 避難訓練等の実施

火災、地震のみならず、土砂災害等風水害の発生も想定しながら、定期的な避難訓練を実施すること。この場合、緊急事態発生時の避難経路、避難場所等を実地に確認するとともに、自力避難が困難な者に対する避難・救出訓練や夜間を想定した避難訓練を行うなど、施設の実態に即した実効性の高い訓練となるよう留意すること。

また、地域の防災関係機関の協力を得て実施するよう努めるとともに、利用者の安全対策が迅速にとれるように、周辺地域住民等の参加も得て、実地に避難誘導の訓練をしておくこと。

6 大雨の場合の対応

テレビ・ラジオ・インターネット等からの降雨量等に関する情報に注意を払い、事前に施設周辺の点検を行うなど、災害発生への備えを怠らないこと。

また、注意報や警報が発表された場合は、特にその後の気象情報や消防団の巡回等による情報に注意するとともに、必要に応じて自主避難などを想定した体制を整えること。

市町村長から、大雨に伴う「避難準備(要援護者避難)情報」「避難勧告」「避難指示」等が発令された場合には、地域の消防機関、自主防災組織、地域住民等との連絡・連携をとり、速やかな避難に努めること。

なお、災害発生時（特に夜間）においては、幹部職員及び施設の近隣に居住する職員を含めた初動態勢が重要であるので、職員間の非常連絡系統を明確にして準備をしておくこと。

7 災害発生時の通報

万一、災害が発生した場合には、市町村の担当課に第一報（電話連絡）を入れること。また、被災の日時、被害の状況、被災原因、採った対策及びこれから採ろうとする対策等の被災状況を市町村の担当課、地元防災関係組織等及び、県高齢者福祉課に速やかに報告すること。（市町村の担当課については、各施設で事前に確認しておくこと。）